

参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期） 入札説明書・同添付資料の訂正表（第3次）

令和元年5月17日に公表した、参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期） 入札説明書・同添付資料に関し、以下のとおり訂正します。
 なお、令和元年5月17日付けで公表している入札説明書・同添付資料には訂正が反映されていませんので、必ずこの訂正表を参照してください。

資料名	頁等	項目	訂正前	訂正後	備考
資料-I 事業契約書（案）	8	第29条	<p>第29条 参議院は、業務提供開始日までに、事業者が本契約に基づいて維持管理・運営業務を実施できるように、本施設を使用することができる状態にするほか、第3項ないし第5項に規定する場合以外は本施設に関する瑕疵担保責任を負担しないものとする。</p> <p>2 事業者は、参議院が事業者に対して本事業の入札手続において書面により提供した本施設の情報及び現場確認の機会（以下、本条において「前記情報等」という。）から、合理的に推測できる本施設の瑕疵については、自らの責任及び費用において必要な対策を講じなければならない。参議院は、前記情報等から合理的に推測できる本施設の瑕疵に起因して発生した損害については、補償しないものとする。</p> <p>3 前記情報等から合理的に推測できなかった本施設の瑕疵により、事業者が本施設を業務提供開始予定日から事業期間の終了日までの日程により維持管理・運営できなかった場合又は増加費用を負担した場合、参議院はこれにより事業者が被った損害又は増加費用を、合理的な範囲で事業者に対して補償する。</p> <p>4 参議院から提供された前記情報等から合理的に推測できなかった本施設の瑕疵担保責任の請求期間は、業務提供開始日から1年間とする。</p> <p>5 参議院は、第3項による場合のほか、業務提供開始日まで本施設を管理する責任を負い、本施設の状況が、本契約締結時の状態と比較して悪化した場合（通常予想される性能劣化等を除く。）には、事業者に対して、かかる状況を告知するものとする。この場合、参議院は、事業者が被った損害又は増加費用を、合理的な範囲で事業者に対して補償するものとする。ただし、かかる状況悪化の修補の方法、内容等は、参議院と事業者が協議により定めるものとする。</p>	<p>第29条 参議院は、業務提供開始日までに、事業者が本契約に基づいて維持管理・運営業務を実施できるように、本施設を使用することができる状態にする。また、参議院は、事業契約書等に特別な定めがある場合を除き、本施設の瑕疵に係る責任を負担するほか、事業者に対して本事業の入札手続において提供した本施設の情報及び現場確認の機会（以下、本条において「前記情報等」という。）により事業者が合理的に推測できない本施設の瑕疵から生じる維持管理・運営業務の増加に係る費用について負担するものとする。</p> <p>2 第1項の規定にかかわらず、事業者は、前記情報等により合理的に推測できる本施設の瑕疵から生じる維持管理・運営業務の増加については、自らの責任及び費用において必要な対策を講じなければならない。</p> <p>3 参議院は、第1項による場合のほか、業務提供開始日まで本施設を管理する責任を負い、本施設の状況が、本契約締結時の状態と比較して悪化した場合（通常予想される性能劣化等を除く。）には、事業者に対して、かかる状況を告知するものとする。この場合、参議院は、事業者が被った損害又は増加費用を、合理的な範囲で事業者に対して補償するものとする。ただし、かかる状況悪化の修補の方法、内容等は、参議院と事業者が協議により定めるものとする。</p>	
資料-I 事業契約書（案）	14	第52条第1項第7号	<p>七 本契約に関し、選定企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下独占禁止法という。)第3条の規定に違反し、又は選定企業が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が選定企業に対し、独占禁止法第7条の2（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。</p>	<p>七 本契約に関し、選定企業が次のいずれかに該当したとき。</p> <p>イ 選定企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は選定企業が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が選定企業に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。</p> <p>ロ 選定企業に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>ハ 選定企業に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。</p> <p>ニ その他選定企業が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。</p>	<p>※第1次訂正表（令和元年6月28日公表）における訂正のうち、訂正後の「第52条第1項第7号ロ」における「刑法（明治40年法律第45条）」を「刑法（明治40年法律第45号）」に再訂正したもの。</p>
資料I 事業契約書（案）	27	別紙3. 第1. (3) ③	<p>保険契約者は、代表企業又は構成員若しくは協力企業とする。</p>	<p>保険契約者は、事業者又は維持管理・運営業務を実施する構成員若しくは協力企業とする。</p>	<p>※第2次訂正表（令和元年7月19日公表）における訂正のうち、訂正後の「協力会社」を「協力企業」に再訂正したもの。</p>
資料I 事業契約書（案）	27	別紙3. 第1. (5) ⑤	<p>事業者の代表企業、構成員、協力企業（その再受任者及び下請負人を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。</p>	<p>事業者及び維持管理・運営業務を実施する構成員、協力企業（その再受任者及び下請負人を含む。）並びに業務従事者とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。</p>	<p>※第2次訂正表（令和元年7月19日公表）における訂正のうち、訂正後の「協力会社」を「協力企業」に再訂正したもの。</p>